

# 第3期空き家等対策計画について

## 【策定の背景と趣旨・現状について（第1章・第2章）】

- 令和5年、空き家等対策の推進に関する特別措置法が改正
- 人口減少が進み、空き家等が増加することが想像される中、空き家等の対策を推進するため、第3期計画を策定
- 計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間



## 【基本的な方針（第3章）】

これまでの成果を継承しつつ、空き家等を地域資源として循環させることを重点とし、3つの基本目標を掲げ、取り組みを推進

### ①空き家等を資源として活用するための効果的な発信と確実な把握

- 普及啓発活動（広報紙等による周知・相談会の実施等）
- 把握・発生防止に向けた適切な庁舎内連携
- 地域団体、住民からの情報共有、連携（SNSの活用含）

指標	目標
空き家の相談から流動化等につながった件数	50件（R8～R12累計）
普及・啓発を目的としたセミナー、相談会の開催	10回（R8～R12累計）
インターネットを活用した相談・情報提供体制	構築

### ②まちの魅力向上に向けた空き家等の流通・利活用促進

- 空き家・空き地バンク、空き家改修支援事業補助金の実施
- 空き家等活用促進区域、空き家等管理活用支援法人についての検討
- 居住目的以外の利活用の推進

指標	目標
市街地物件の空き家バンク成約率	85%以上
農村地域物件の空き家バンク成約率	85%以上
定住促進空き家改修支援事業活用による転入者数	80人
賃貸物件の空き家バンク新規登録物件数	25件
居住目的以外の空き家の利活用件数	8件

### ③町民の安全・安心な生活を確保するための適正管理促進

- 普及啓発活動（所有者への適正管理の呼びかけ）
- 空き家等解体の推進

指標	目標
管理不全空き家等戸数	20戸
特定空き家等に認定されている数	0戸
住宅地流動化事業補助金活用による除却数	30戸（R8～R12累計）

## 【所有者不明土地対策計画（第4章）】

- 今後、発生しうる所有者不明土地に関して、空き家等との関連が高いため一体的な計画として策定
- 普及啓発活動及び庁舎内の連携した相談窓口の設置による対策を実施